

森林の管理方法（中間まとめ）

1 概論

霧ヶ峰一帯は、標高約 1,500m ~ 1,800m で、植物の垂直分布からすると、山地帯から亜高山帯に属し、夏緑樹（落葉広葉樹）林から常緑針葉樹林帯である。

人為的な行為がなされない場合は、長い時間を経る遷移の中で、夏緑樹（ミズナラ等） - 常緑針葉樹（シラベ、ウラジロモミ等）へ移行する。

（ただし、地理的条件（地質、風衝地等）により、森林（高木）に移行しない場合もある。）

2 人為的な行為がなされないで、自然林となっている森林の管理方法

特定樹種の生育を目的としないため、自然の生育に任せる。

ただし、車道・歩道等に、倒木の危険等がある場合は、除去する。

3 人工的に植栽された森林（人工林）の管理方法

カラマツ、ウラジロモミ、シラビソ、トウヒ、ドイツトウヒが植栽されている。

こうした人工林では、現地の環境条件による生育状況と市況を見ながら、所有者の意向により、適切な生産目標を定め、生産目標に向かって間伐等の施業を実施する。

カラマツなどの主要針葉樹については、長野県の施業体系が示されており、施業については原則としてこれに従うが、他の樹種については、明確な施業体系が無い場合、現況調査を行いながら、健全な森林が育成できるようにモニタリングを進めながら手遅れにならないような施業を繰り返す。

4 人工林の間伐に関する主な補助事業

別紙 1 のとおり

(別紙1)

人工林の間伐に関する主な補助事業(平成20年度)

事業名	流域育成林整備事業 (国庫補助)	里山エリア再生交付金事業 (国庫補助)	間伐対策事業 (県単補助)
事業主体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者の団体等	森林所有者、市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者の団体等	森林所有者、市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者の団体等
事業対象地	森林法第5条で定める森林(地域森林計画対象森林)		
		下諏訪町霧が峰区域は除く	市町村有林を除く
対象林齢	11~35年生	原則として60年生以下	36年生以上
事業規模	1 施工地 0.1ha以上 1 事業主体 4ha以上	1 施工地 0.1ha以上	1 施工地 0.1ha以上
(補助金例)			
査定(標準)事業費	264,000円/ha(155,500円/ha)		127,000円/ha
補助率	4/10以内(7/10以内)		5/10以内
補助金	108,700円/ha		63,500円/ha
	(算出条件) 成立本数1,000本/未満 間伐率30%以上 玉切あり 森林組合受託 森林施業計画樹立	(算出条件) 成立本数1,000本/未満 間伐率30%以上 玉切あり 森林組合受託	(算出条件) 成立本数1,000本/未満 間伐率30%以上 玉切あり